

八尾市における特定事業所集中減算に関するQ&A
(正当な理由④の場合のみ)

平成27年度後期より適用

Q1. 「利用者が特に当該事業所の利用を希望している」、「効果的な機能訓練を実施している」などの場合も該当するのか。

A 単に質問にあるような理由だけでは該当しません。適切なケアマネジメントの結果、当該事業所が提供しているサービスが、当該利用者にとって必要不可欠であることと、他の事業所において同様のサービス提供ができないことが客観的に確認できる場合に正当な理由として認められる場合があります。

当該利用者にとって必要不可欠なサービス内容がわかる医師の指示が確認できる書類(医師の指示又は医師からの聞き取り内容を記録した文書)および必要なサービス内容が当該事業所からしか提供できないことがわかる記録(サービス提供内容について照会した事業所名や紹介した日時等がわかる記録)等を添付書類として提出してください。

Q2. 当該事業所を利用している期間が長期間の利用者ばかりであり、他の事業所へ変更する意向もなく、また新規の利用者も少なく、調整ができない場合、正当な理由④に該当するのか。

A 正当な理由④に該当しません。別紙1の八尾市における「④サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合」について<具体的に想定される内容>をご確認ください。

Q3. 特養の併設ショートステイを利用している。将来的には当該施設への入所を希望しているので入所に向けて他の施設でのショートステイは利用していない(顔見知りの従業員も多く、入所になってからの利用者の負担が少ないと考えるため)場合、正当な理由として認められるか。

A 正当な理由④に該当しません。馴染みがあるという事がサービス事業所を選定する理由になることはあり得ますが、その事業所でないと必要なサービスが受けられないとは言えません。別紙1の八尾市における「④サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合」について<具体的に想定される内容>をご確認ください。

Q4. 「利用料金が他の事業所より安い(または特定事業所加算などの全体加算を算定していない)ので当該事業所を選択した」というのは、正当な理由④に該当しますか。

A 利用料金が安い事がサービスの質が高い事にはなりません。

Q5. 長期間にわたり当該事業所を利用している利用者について、他の事業所への調整ができない場合、正当な理由④に該当しますか。

A 長期間にわたり当該事業所を利用している利用者が多い事が、サービスの質が高い事にはなりません。

Q6. 「居宅サービス事業所等の選択に関する理由書」が新しく作られましたが、必ずこの様式を使わなくてははいけませんか？

A 当該理由書については、居宅サービス計画作成にあたって複数のサービス事業所についての情報提供をしていることを記録(2、3欄)し、情報提供を行った事業所の情報の中から、当該事業所(1欄)を選択した理由等(4欄)を記載していただくものです。従来から事業所で使用している様式が、上記の状況を記載できているのであれば、事業所の様式を使用していただいても結構です。ただしその場合において、80%を超える正当な理由④に該当するケースとして、本市の判定会議にかけるために提出する場合は、「居宅サービス事業所等の選択に関する理由書」(本市様式)の4欄に記入したものに、事業所で使用している様式を添付してください(本市様式に転記する必要はありません)。

Q7. 「居宅サービス事業所等の選択に関する理由書」の1～3について当該サービス事業所を初めて利用する時にのみ作成すればよいですか？

A 居宅サービス計画を新規に作成する場合や要介護認定の更新など居宅サービス計画を再作成する場合、事業所を変更するための計画変更の場合にも、複数のサービス事業所についての情報提供をしていること、また情報提供を受けた事業所の情報の中から当該事業所を選択した理由を明確にいただく必要があります。居宅サービス計画を新規に作成したとき、変更したとき、要介護認定の更新後の計画作成など、その都度複数事業所の情報提供を行い、選定理由を明確にして作成してください。ただし、4の欄は80%を超える正当な理由④に該当するケースとして判定会議にかけないのであれば記載する必要はありません。

Q8. 以前からサービスを利用しており、要介護認定の更新後もサービス事業所の変更がない場合でも「居宅サービス事業所等の選択に関する理由書」の作成は必要ですか？

A 要介護認定の更新・変更により居宅サービス計画を作成した際には、利用するサービス事業所の変更がない場合でも、その都度複数事業所の情報提供の記録を行ってください(この場合においては当該事業所を選択した理由の記録は必須ではありません)。ただし「理由書」を本市の判定会議にかけるために提出する場合には、当該事業所を選択した理由(本市「理由書」の4欄)が明確にされていることが必要です。なお「理由書」の内容を記載していれば、事業所独自の様式でも結構です。

Q9. 認定の有効期間内に同じサービスについて前期と後期にそれぞれ正当な理由④の対象者とする場合、判定会議の資料として添付書類の提出が必要ですか？

A 認定の有効期間内に同じサービス事業所について再提出の場合は、『「特定事業所集中減算にかかる正当な理由④」対象者一覧』の「左記期間中の再提出の場合に○」の欄に○印をつけてください。ケアプラン等の添付書類は必要ありません。ただし、各判定期間で更新や区分変更等で認定の有効期間が変わり、居宅サービス計画を作成した場合は添付書類提出が必要です。

平成27年度後期において特定事業所集中減算にかかる正当な理由④」対象者としてケアプラン等を提出。(認定の有効期間 平成27年1月から平成28年12月までの場合)

例 1)平成28年度前期において同サービスについて特定事業所集中減算にかかる正当な理由④」対象者とする場合。

『「特定事業所集中減算にかかる正当な理由④」対象者一覧』に記載。添付書類は不要。

例 2)平成28年1月に区分変更申請により認定の有効期間が平成28年1月から平成28年12月までとなったが平成28年度前期において同サービスについて特定事業所集中減算にかかる正当な理由④」対象者とする場合。

『「特定事業所集中減算にかかる正当な理由④」対象者一覧』に記載し、添付書類の提出も必要。